

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について
(中間的まとめ案)

令和 5 年 8 月

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会

【目次】

1. 第11期生涯学習分科会での議論等との関係

- (1) 「社会教育士」創設までの主な議論
- (2) 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理
- (3) 今後の生涯学習・社会教育の振興方策
- (4) 社会教育人材部会の設置と本「中間的まとめ」の位置付け

2. 社会教育人材部会におけるこれまでの議論

- (1) 社会教育人材を取り巻く状況等に関する認識
- (2) 社会教育人材に関する施策の基本的な方向性
 - ア. 地域社会の様々な場で活躍する社会教育人材の確保
 - イ. 社会教育主事・社会教育士の役割の明確化と配置促進
 - ウ. 社会教育人材に求められる能力・知見等とその養成の在り方
 - 1) 社会教育主事と社会教育士の養成・確保の在り方
 - 2) 社会教育人材の資質向上に向けた養成後の取組の必要性
- (3) 社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策
 - ア. 社会教育人材の量的拡大に向けた社会教育主事講習の定員拡大
 - イ. 多様で特色ある受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大
 - ウ. 社会教育主事養成課程における取組の推進
 - エ. 講習等の質の更なる向上に向けた各機関の取組の共有
 - オ. 社会教育主事講習の受講資格の明確化
 - カ. 社会教育に関する民間資格等取得者の一部科目代替

3. 社会教育人材部会における今後の検討事項（案）

- (1) 社会教育人材の活躍促進
- (2) 社会教育人材のネットワーク化
- (3) 旧制度における受講者への積極的な社会教育士の称号付与
- (4) 修了証書の在り方
- (5) 社会教育主事の配置促進
- (6) 継続的な学習機会の確保等

1. 第11期生涯学習分科会での議論等との関係

(1) 「社会教育士」創設までの主な議論

平成25年9月の「中央教育審議会生涯学習分科会社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」（以下「審議の整理」という。）においては、社会教育主事¹に関して、平成24年7月に全国市長会から必置義務の廃止の要望が提出されたが、社会教育行政が、今後とも地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境醸成を図っていくためには、社会教育主事が関係施策の企画・立案や事業推進におけるコーディネート等の役割を果たしていくことが重要であり、引き続き必置を原則とすることが望ましいとされた。

また、「審議の整理」では、社会教育主事任用資格については、社会教育主事講習²で学んだ知識や社会教育主事として得た知識や経験は、社会教育行政以外の社会教育に関連する様々な場面、NPOやボランティア団体等の活動でも幅広く活用することが可能であり、社会教育行政以外の分野において社会教育主事任用資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みについての検討が必要であるとされた。

平成28年8月には、「審議の整理」を受け、主として社会教育主事講習の在り方に関して、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにより「社会教育主事等の在り方に関する調査研究報告書」が取りまとめられた。

これらの検討を踏まえ、平成29年8月、社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会において「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」が取りまとめられ、社会教育主事任用資格の活用について、社会の各分野で社会教育主事の任用資格者が活躍することは、社会全体における学習の充実と質の向上につながるとともに、社会教育主事を目指す者と多様な社会教育関係者が共に学ぶことは、多様な主体と連携・協働して人づくりや地域づくりに取り組む社会教育主事の資質・能力の養成を図る観点からも有意義であることから、社会教育主事講習の実施に支障がない範囲で社会教育活動に携わる受講希望者の受入れがなされることが重要とされた。また、社会教育主事任用資格が社会の各分野で活用され、社会全体における学習の充実と質の向上が図られるよう、社会教育主事講習と社会教育主事養成課程³の修了者に「社会教育士（仮称）」の称号を付与するよう検討することが求められるとされた。

これらを受け、平成30年に社会教育主事講習と社会教育主事養成課程の科目及び単位数の変更や社会教育士⁴の称号の付与に関する規定の新設を内容とする社会教育主事講習等規程の改正

¹ 社会教育主事は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第9条の2において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必置する職とされており、同法第9条の3において、社会教育を行う者に専門的・技術的な助言及び指導を与えることが職務とされている。令和3年10月現在、1,451名が発令されており、配置率は都道府県91.5%、市町村36.1%（人口1万人未満の町村を除く。）となっている。

² 社会教育主事講習は、社会教育法第9条の5及び社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）に基づき、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施されており、現行制度においては、生涯学習概論、生涯学習支援論、社会教育経営論、社会教育演習の4科目8単位で構成されている。

³ 社会教育主事養成課程は、社会教育法第9条の4第3項及び社会教育主事講習等規程に基づき、大学が実施しているものであり、必修科目として生涯学習概論、生涯学習支援論、社会教育経営論、社会教育特講及び社会教育実習の5科目21単位と、選択科目として社会教育演習、社会教育実習及び社会課題研究から1以上の科目を3単位の計24単位で構成されている。

⁴ 社会教育士は、平成30年の社会教育主事講習等規程の改正により、令和2年度以降の社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程の修了者に対して付与される称号であり、令和4年度末までに累計4,526人（令和4年度は2,070人）

がなされ、令和2年度から、現行の社会教育主事講習・社会教育主事養成課程が実施されている。

(2) 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」(令和4年8月中央教育審議会生涯学習分科会。以下「議論の整理」という。)においては、地域コミュニティの基盤の強化に向け、社会教育人材の量的な拡大と質的向上を進める必要があるとしている。具体的には、社会教育士の公民館等への配置促進や、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大を図るとともに、社会教育人材の継続的な学習機会の確保も含め、社会教育人材の養成・活躍機会の拡充に向け、多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討する必要があるとしている。

(3) 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

「議論の整理」を受け、文部科学省では、生涯学習分科会での議論を経て、「今後の生涯学習・社会教育の振興方策」(令和5年3月8日中央教育審議会総会資料。以下「生涯学習・社会教育の振興方策」という。)を取りまとめた。

この中で、社会教育人材に関し、その活躍の促進を図る上での課題を解決するために取り組むべき重点事項として、①社会教育人材ネットワークの構築・展開による社会教育人材の組織的な活用、②社会教育士等の講習・研修の充実(講習のアップデート、継続的な学習・交流への支援)、③社会教育分野での人材確保(社会教育主事の配置促進、公民館等への社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等)、④地域振興分野での人材確保(地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習受講促進等)、⑤講習の受講機会の拡大等(受講者枠拡大・オンライン化等)を掲げている。その上で、これらを推進するための具体的な施策については、社会教育人材に関する取組の実施状況を踏まえ、社会教育主事や社会教育士等の在り方も含め、さらに専門的な議論・検討が必要であるとしている。

(4) 社会教育人材部会の設置と本「中間的まとめ」の位置付け

第11期生涯学習分科会での議論を踏まえ、第12期においても社会教育人材に関する検討を継続して実施することとし、社会教育人材部会が設置され、令和5年5月から7月にかけて計4回の審議を行った。

本部会においては、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこととされており、社会教育人材の活躍機会の拡大等に関しては、さらに審議を要するものの、社会教育人材の養成に係る事項については、速やかな実施に向けて、関係教育機関の理解と協力を得た上で所要の準備を進める必要があることから、社会教育人材部会としての全体的・最終的な議論のまとめに先立ち、養成の制度改正に係る事項を中心として中間的なまとめを示すこととする。

に付与されている。

2. 社会教育人材部会におけるこれまでの議論

(1) 社会教育人材を取り巻く状況等に関する認識

(社会教育人材が果たす役割への期待)

「議論の整理」でも示されたとおり、社会教育は、住民がともに学ぶことを通して、地域づくりを進めるための基盤であるという性格を強く有している。そのため、住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習の成果が地域における活動に還元されるような循環が社会教育において生まれることが期待されている。実際に、例えば、少子高齢化への対応に積極的に取り組む自治体においては、地域の核となる学校教育と社会教育との連携により、世代を超えた地域のつながりづくりや次世代の育成が進められている。また、地域課題の解決に向けて地域住民の話し合いが公民館を中心に進められたり、地域の社会的包摂の実現に向けた住民支援のために、自治体職員が社会教育の専門性を身に付けるための研修を実施するなどの取組を行ったりしている自治体もある。さらに、気候変動等に伴う自然災害の頻発・激甚化や、それを踏まえた防災・減災事業への対応等の人命に直結する課題の対応においても、社会教育を基盤とした住民自治の強化が求められるなど、福祉・農村振興・防災・まちづくり等の分野において、国民の生活基盤である「地域コミュニティ⁵」に着目した施策が各行政分野において展開され、これらの取組と社会教育との連携の重要性が指摘されている。

さらに、社会教育の担い手に関しても、従来から中心的な担い手であった社会教育団体や NPO にとどまらず、主たる事業が教育関連ではない民間企業が公民館等で子供の体験活動などの社会教育を実施したり、首長部局等でも様々な分野で社会教育活動を通じて地域社会との関係を深めたりしようとする取組が増えるなど、社会教育の担い手が多様化している。また、社会教育の担い手に加え、社会教育が行われる場や分野についても広がりを見せている。この他、オンライン化の進展に伴い、リモート就労の展開や関係人口の創出が地域創生の課題となるように、社会教育、特にその実践においても地理的な制約を超えることが可能となり、また、観光や SDGs、さらには気候変動など全国的かつ世界的な課題を人々の日常生活の現場で受け止めることの必要性が指摘されるなど、社会教育に関わる分野は拡大している。加えて、社会の構造的な変化によるリカレントやリスキリングの学習ニーズの高まりなど、社会教育のフィールドは新たな広がりが見られる。

このように、新しい社会構造への移行や新たな社会情勢の出現にともなって、草の根の地域社会において、誰一人取り残さないための新たな取組が、自治体のみならず社会の様々なアクターによって行われ始めている。また、企業そのものの価値も、社会貢献や従業員の働きがいなど、これまでの営利に基づく経済的価値のみならず社会的価値創造の面からも評価されるようになっており、企業が社会教育実践の一翼を担うアクターとして現れ始めている。

こうした社会教育の裾野の拡大を見据え、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動の促進に資する社会教育の専門性を有する社会教育人材が果たしうる役割は

⁵ 本「中間的まとめ」における「地域コミュニティ」とは、人々の生活の場である市区町村や学校区単位でのコミュニティを基本的には想定している。ただし、例えば観光や SDGs などのテーマによっては地理的な地域に止まらず日本全国や国内外の幅広いフィールドに社会教育が拡大してきていることから、そうした新たなフィールドにおけるコミュニティも地域コミュニティと同様の重要性をもつことになると考えられる。

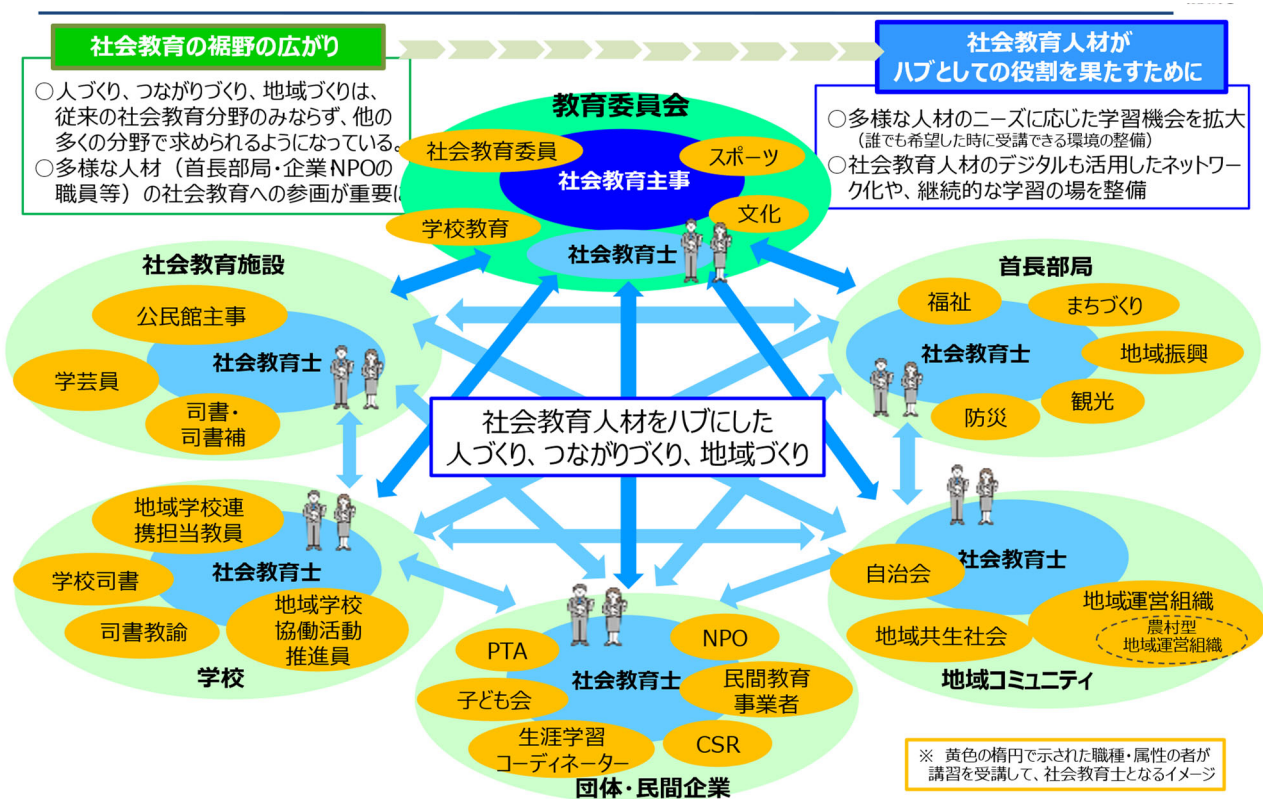
大きいと考えられる。

(社会教育の裾野の拡大を踏まえた人材確保の必要性)

上述のように、社会教育とその実践の担い手である社会教育人材の重要性は、従来の社会教育分野にとどまらず、社会の様々な行政分野において認知され、社会教育との連携が模索されている一方、社会教育法上必置と規定されている社会教育主事の自治体への配置率は5割に満たないのが現状である。

こうした状況を改善し、社会教育の振興を図っていくためには、現在、社会教育に対する興味・関心や期待を持っている人々のニーズに着実に応え、より多くの人々が社会教育活動に当事者として参画し、学び教え合う状況を創出していく必要がある。その実現のためには、学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる専門性を備えた社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図ることが極めて重要である。

社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割



社会教育人材部会第1回資料より

(2) 社会教育人材に関する施策の基本的な方向性

ア. 地域社会の様々な場で活躍する社会教育人材の確保

地域コミュニティの振興・活性化に向け、社会教育が社会基盤としての役割を幅広く果たしていく上で、教育委員会事務局や社会教育施設に社会教育人材が適切に配置されることは、も

とより必要である。

しかし、前述のような社会教育に対する様々な分野からの新たな注目に応え、こうした様々な分野の複層的な構成で成り立つ社会を支える基盤としての役割を社会教育が果たしていくためには、いわゆる社会教育分野にとどまらず、首長部局やNPO等の多様な主体が担う、福祉・農村振興・防災・まちづくり等、社会の幅広い領域において社会教育人材が活躍できるようにするとの観点に立った人材養成の在り方が不可欠である。さらに、それぞれの分野の実際の活動の実効性を高める上では、それぞれの分野の知識・経験等も重要であることも踏まえれば、当該分野で活動に従事している者等が、社会教育主事講習等を受講することで社会教育行政を含めた社会教育の専門性も身に付け、それらを生かして地域コミュニティを含めた社会の様々な分野における学びを基盤とした自律的・持続的な活動を社会課題の解決に向けて組織・展開できるようにしていくことが重要である。

このように、いわゆる社会教育分野を含む多様な分野で活躍する社会教育人材を幅広く確保することは、より多くの人々が社会教育活動に触れ、主体的に参画することを可能とするのみならず、社会教育人材が、相互につながることによって支え合ったり、組織的に教育力を発揮したりできるようになることで、それぞれの活動の活性化に資するだけでなく、社会教育全体の振興にも資するものと考えられる。

したがって、まず、社会教育人材育成の中心となることが期待される社会教育主事講習を、幅広い多様な人材にとって受講しやすいものとし、社会教育人材の量的な拡大を図るための方策を早急に考えるべきである。

イ. 社会教育主事・社会教育士の役割の明確化と配置促進

社会教育主事は、教育委員会事務局に置かれる専門職として発令される役職であり、実際の任用にあたっては、自治体の職員や教員などで発令が見込まれる者が社会主事講習を受講し、発令されることが多い。社会教育主事は、従来から社会教育行政の中核として地域の社会教育行政を企画・計画するとともに、社会教育施設や社会教育団体を含めた社会教育を行う者に対する支援を職務として行っている。また、社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たせるよう、他の行政分野や地域の自主的活動等を含む地域全体を俯瞰した連携・調整を図ること等により、社会教育行政及び実践の取組全体をけん引する役割を担うことが期待されている。このように社会教育主事は、多様な分野と社会教育（行政）をつなぐいわば「地域全体の学びのオーガナイザー」として、地域の社会教育振興の中核を担うことが求められている。

一方、社会教育士は、社会教育主事講習・社会教育主事養成課程における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程の修了者に対して付与される称号であり、その専門性は、公民館や図書館を中心とした従来の社会教育の分野における職務やそれらを主たる活動として実践に携わる人々にとって有用なものであることはもとより、学校教育、首長部局、NPO、民間企業等の幅広い分野において、関連する業務や地域活動等を行う際に役立つものと考えられる。このため、社会教育士は、まさに現場レベルの活動において、各々の専門性と社会教育の知見を生かしながら、様々な活動に社会教育と

しての学びの色彩を加えるような工夫やコーディネートを行ったり、また社会教育的な手法を用いて、人々の活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする、いわば「専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」としての活躍が期待されている。

各地方公共団体における社会教育に関する組織体制は、施設や役職の名称を含めて地域ごとに多様であることもあり、社会教育主事の配置の有無と地域における社会教育の取組の活発さが単純に比例するわけでは必ずしもない。しかし、社会教育の裾野が拡大し、社会教育の担い手が多様化し、数も増えていくことを想定すれば、地域における社会教育全体を俯瞰し、その調整を職務として担う社会教育主事の役割は重要性を増している。このため、社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、各取組の相乗効果的な充実が図られる体制を各教育委員会で整備することが望まれる。

その際、社会教育士といっても職務上でその専門性を活かす者だけでなく、地域活動等の場面で活躍する者も多くなることも踏まえ、地域の社会教育人材がそれぞれの専門性と相互のつながりを活かして活躍することができるよう、社会教育行政の専門職である社会教育主事が、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことが今後ますます重要となる。

このため、下記ウでも触れるとおり、社会教育主事が必要な能力・知見等をどのような実務経験や研修等で身に付けられるようにするかも考慮しながら、その配置促進を図る必要がある。

ウ. 社会教育人材に求められる能力・知見等とその養成の在り方

1) 社会教育主事と社会教育士の養成・確保の在り方

前述のとおり、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程は、一定の実務経験とともに社会教育主事という固有の役職向けの資格要件を構成するものであるものの、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程によって身に付けられる能力・知見等は社会の様々な分野で活用しうる汎用性の高いものであり、こうした能力・知見等が広く活用されることが社会教育全体の振興に資するものであることから、講習等の修了者には社会教育士の称号が付与され、社会の様々な分野での活躍が期待されている。すなわち、社会教育士の称号は、社会教育主事の任用に必要な講習等を修了した場合に称することができるいわば履修証明として社会教育主事の任用に当たって必要なものであるとともに、当該称号それ自体も汎用性のあるものとして活用されることが想定される。このため、社会教育以外の行政分野や民間を含めた社会教育の裾野の広がりに応じ、多様な人材が社会教育の専門性を身に付けようとするニーズに対応していくためには、様々な教育機関によって、地域のニーズに基づいて、様々な工夫を凝らした多様な講習や養成課程の選択肢が提供され、受講者が自身のニーズに応じて学習内容等を選択しうる環境を整備・拡充していくことが重要だと考えられる。

特に、社会教育施設のみならず、環境や福祉、まちづくり等の地域の様々な場において、各々の属性や社会教育以外の専門性や経験も活かしながら活躍を志す者が、社会教育人材としての能力や知見を身に付けようとする受講ニーズに対しては、現在、社会教育主事講習が中心的な役割を果たしている。社会教育人材として共通に学んでおくべき内容もあるため、各教育

機関の多様性は前提としつつも、改めて、いずれの講習・養成課程においても必ず身に付けるべき基本的な内容を確認する必要がある。

すなわち、いずれの講習においても、全ての社会教育人材に必要な内容として、社会教育とは何かという基本的理解を深める内容の配置を図るべきである。社会教育人材には、その上でさらに、学びと実践の活動を効果的に進めるために必要なコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など、様々な活動において汎用的に活用しうる能力の習得が求められる。また、社会教育主事の職としてはもちろん、社会教育士として活動を行う場合であっても、社会教育行政とのかかわりが生じることは大いに想定されることから、講習段階から、社会教育行政に関する基本的な知識を一定程度学習することが必要である。

さらに、社会教育主事への任用が具体的に予定されている者にとっては、社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など、教育行政職員として求められる専門的知見に関するものを学ぶ必要性が相対的には高いと考えられるため、上述のとおり社会教育主事となる上で最低限必要なものとして身に付けるべき内容で構成されている講習内容に加えて、社会教育主事としての業務の必要に応じ、実務経験や研修等によって、適切に講習内容が補完されることが望ましいと考えられる⁶。

こうしたことを踏まえれば、社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の修了は、社会教育主事の任用を見据えた、社会教育人材のエントリー条件であり、ここでは前述の社会教育に関する基本的な理解を含め、様々な実務経験を積むに当たって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置くことを基本とすることが適当と考えられる。その上で、社会教育主事に任用するに当たっては、その後の社会教育士としてのそれぞれの専門性に基づく多様な実務経験や、教育行政職員たる社会教育主事として必要となる研修により、能力を高めたり、知見を深めたりできるように保障すること、つまり社会教育主事講習とその後の研修等による段階的な人材育成を経て、社会教育主事として任用していくことが望ましい方向性の一つだと考えられる⁷。

このように、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程は、社会教育主事となる者が基本的な能力・知見等を身に付けるものであるとともに、そこで学んだ専門性を基礎として地域の様々な場面・活動において社会教育を支える社会教育士を輩出するものであることから、社会教育人材として必須の共通の内容を踏まえた上で、地域や受講者の様々なニーズに応じられるよう、各教育機関の創意・工夫により、特色ある多様な内容が提供されることが望まれる。

2) 社会教育人材の資質向上に向けた養成後の取組の必要性

社会教育人材の質の確保・向上に向けて、社会教育主事講習・社会教育主事養成課程における教育内容に関しては、これまでも各教育機関において改善・充実が図られてきているところであり、こうした取組が引き続き重要であることは言うまでもない。

⁶ 社会教育主事に対しては、現在も社会教育実践研究センターで社会教育主事専門講座が実施されており、また、各地方公共団体における独自の研修が実施されている。例えば北海道立生涯学習推進センターでは、社会教育主事講習と連動した研修により、必要な知見等を補っている。

⁷ 社会教育主事の任用に当たっては、社会教育主事講習を受講するまでの実務経験等も考慮する必要があることから、具体的な任用については、各地方公共団体が地域の実情等に応じて判断する。

しかしながら、今後、様々な分野の多様な人材が社会教育主事講習や社会教育主事養成課程を受講することで社会教育人材の裾野が広がることを踏まえれば、社会教育人材になった後も、例えば、

- ・講習等の受講により社会教育の素養を身につけた後に、職務上あるいは地域活動等を実践することで経験を積む機会を十分に確保できるようにすること
- ・裾野の広がりによる多様な社会教育人材との繋がりを通じて、自主的にあるいは相互に学べるような機会が得られるようにすること
- ・それぞれの属性や興味関心など、様々なニーズに応じた多様な研修の機会を、デジタル技術も活用するなどして提供すること

などの取組も拡充していくことで、社会教育人材の資質の向上を図り、ひいては社会教育人材の活躍を促進していくことが必要である。

(3) 社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策

社会教育法第9条の5において、社会教育主事講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行うこととされており、現在は国や大学のほか、地方公共団体の生涯学習センターなどが実施している。今後、社会教育人材の養成に多様な教育機関が参画するとともに、以下の点について取り組むことにより、社会教育の裾野の拡大に対応する上で必要な社会教育人材の養成・確保を図ることが必要である。

ア. 社会教育人材の量的拡大に向けた社会教育主事講習の定員拡大

令和2年度からの社会教育士の称号の付与⁸や社会教育の裾野の拡大に伴い、民間企業やNPOなど、教育委員会以外の組織に属する者からの社会教育士への幅広い関心の高まりが見られる。多様な者が社会教育主事講習を受講して社会教育士の称号を得て、その学修の成果を社会教育士として各現場に還元していくことが期待されるが、その一方で、社会教育主事講習の受講希望者の増加により、その数が受講定員を大幅に上回る状況が続いている。

令和4年度の場合、社会教育主事講習全体（一部科目指定講習を除く。）の定員は、前年度と比較して394名増の1,526名であったのに対し、受講希望者は1,728名となっており、社会教育人材の量的拡大を図るためには、社会教育主事講習の受講定員の拡大が急務である。

イ. 多様で特色ある受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大

社会教育の裾野の広がりに応じて、社会教育主事講習の受講希望者も多様化してきていることから、社会教育人材の確保を図る上では、受講希望者の多様なニーズに対応できる講習の機会が提供されていることが重要である。このため、デジタル技術を活用した受講形態や受講手続きのほか、講習の履修方法や講習の提供方法も含めて、様々な教育機関によって多様な選択肢が提供され、受講者がニーズに応じて選択できる環境の整備を更に進めることが重要である。

⁸ 令和元年度以前に社会教育主事講習・社会教育主事養成課程で社会教育主事任用資格を取得した者については、社会教育主事講習等で生涯学習支援論及び社会教育経営論の2科目を受講することで、社会教育士の称号が付与される。

（受講形態の多様化）

受講形態に関しては、コロナ渦においてオンラインによる提供等の取組が進んだことをはじめとして各教育機関の創意工夫に基づき、従来の対面によるものだけではなく、受講者のライフスタイルやニーズに応じ、例えば以下のような特色ある取組⁹⁾¹⁰⁾が進められている。

＜特色ある受講形態の例＞

- ・ 全講義をオンライン化
- ・ 夜間や休日にライブ配信で講義を実施
- ・ 一部科目をオンデマンド化
- ・ オンラインとリアルとのベストミックス（オンデマンド化等による負担軽減を踏まえたフィールドワークや対面での講義の実施）

受講形態については、利便性の高さなどのオンラインの良さや臨場感の高さなどの対面の良さなど、それぞれのメリットを活かすことに加え、科目の特性や講習の具体的な実施手法も踏まえて適切に選択されることが重要であり、この点を十分に勘案しながら、できる限り受講者のニーズに応じられるように多様な受講形態での提供がなされることが望まれる。

また、国においては、社会教育主事講習の大学等への委嘱に際して、こうした取組に配慮するとともに、受講希望者がそうした多様な社会教育主事講習に関する情報に適切にアクセスできるように、情報発信の充実が求められる。

（柔軟な履修方法による選択肢の拡大）

現行の社会教育主事講習においては、取り扱う内容は大枠で定められており、これまでは各教育機関がその大枠の中で、地域や受講者のニーズに応じて、内容面で様々なものを提供してきている。今後は、更に多様な教育機関が新たに参画することにより、大枠を踏まえた上で、これまで以上に各々の特色を生かした講習が展開されることが見込まれる。このため、受講者が興味・関心や都合等に応じて複数機関が提供する講習を選択して受講したり、各教育機関がそれぞれの特色や得意分野を活かして複数機関でカリキュラムを策定することにより講習内容の充実を図ったりするなどの取組の幅が広がるものと考えられる。また、各教育機関において

⁹⁾ 北海道立生涯学習推進センターが実施する社会教育主事講習では、受講に当たり、北海道内の受講者であっても、対面実施の場合は宿泊を要するケースが多く、時間的・金銭的な負担も大きい。そのため、令和2年度からオンラインを中心とした社会教育主事講習を実施しており、令和5年度からは全講義をオンライン化している。オンライン化により、受講者の負担軽減が図られただけでなく、道内外の多彩な講師による質の高い講義の提供がなされ、これらの結果、全14管内のうち10管内で受講者が増加している。

¹⁰⁾ 島根大学が実施する社会教育主事講習では、生涯学習概論をほぼオンデマンドで実施していることに加え、その他の科目については、働きながらでも受講できるよう、主に夜間に行うライブ配信で実施している。夜間のライブ配信の場合、受講者のモードを仕事から講習へと切り替える必要があることから、チェックインやラジオといったライブ配信における授業参画への工夫も行っている。さらに、受講者・講師の関係づくりにも配慮し、開講式を含め、対面での授業を3回実施することで、オンラインとリアルの良さを組み合わせを目指している。

¹¹⁾ 愛知教育大学が実施する社会教育主事講習では、対面とオンラインを併用しており、オンラインの実施により講習参加者の負担を一定程度軽減させるとともに、フィールドワークを4日間実施することにより、日常的に役立つ実践を中心に学ぶことができる社会教育主事講習としている。

は相互に連携を図り、受講生の選択の幅をできるだけ確保することが望まれる。なお、複数の講習にわたって4科目を受講する、いわゆる分割履修は現行でも可能であるが、講習の受講記録の保存期間等が各教育機関で異なるとの指摘もあり、円滑な実施のために、一定のルール設定について運用面も含めた検討が必要である。

（講習科目の提供方法の弾力化）

社会教育の裾野の拡大や社会教育主事講習受講希望者の増加により、受講希望者の関心やニーズの範囲が広がるにともなって、前述のとおり、定員の拡大が急務となっている。

社会教育士の称号の取得に関しては、制度改正前の社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の修了者が社会教育士の称号を得られるよう、社会教育経営論及び生涯学習支援論の2科目を実施する一部科目指定講習を大学等に委嘱し、社会教育士の称号を得る機会の拡大を図っており、これまで社会教育主事講習を実施していなかった大学が新たに一部科目指定の社会教育主事講習を開設¹²している。

大学等による新たな社会教育主事講習の開講は、受講定員の増加につながることはもとより、各大学等の特色を生かした講習の多様化も促進されることから、大学の判断により、1から4科目の開講を可能とするとともに、国の委託費を活用しないで実施する社会教育主事講習については、委嘱の期間を最大で5年とするなど、講習の質の確保にも一層留意した上で複数年での開講をあらかじめ認めること等により、より多くの大学等の社会教育主事講習の開講を促す必要がある¹³。

また、一部科目指定講習については、社会教育士の称号の取得が主たる目的であることから受講料の徴収を認めているところであり、今後の講習の開設にあたり、国の委託費を活用しないで実施する社会教育主事講習については、大学等の判断により、受講料の徴収を可能とすべきである。なお、受講料の徴収を認めるに当たっては、受講料が高額にならないよう配慮が求められるとともに、受講料の負担軽減を図ることも重要であり、社会教育主事講習の受講者の負担軽減の手段として、一定の要件を満たす場合には教育訓練給付金制度を活用することも考えられる。

ウ. 社会教育主事養成課程における取組の推進

社会教育主事養成課程については、社会教育実習等における実務的な知見も含め、社会教育の専門性を身に付けるための充実したカリキュラムにより、人材育成が図られており、社会教育主事講習と並んで社会教育の広がりを支える役割を担うことが期待される。このため、各養成機関においては、この「中間的まとめ」の趣旨を踏まえながら、例えば、教職課程を含めた

¹² 例えば、一部科目指定講習の実施機関である大東文化大学では、子供、女性及びニューカマーの貧困・格差問題などに焦点をあてたプログラムを、平日の夜間にオンライン及びオンデマンドの授業とスクーリングを組み合わせる形で開講し、東京近郊だけでなく、全国から受講生が集まっている。講習終了後も、「大東社会教育士会」による研究会や活発な意見交換の実施し、修了後の学びのサポートを行うなど、受講生にとって魅力的な社会教育主事講習を実施している。

¹³ 社会教育主事講習だけでなく、他の社会教育人材の講習（司書・司書補の講習）や司書教諭講習についても複数年での委嘱を検討すべきである。

他の専攻で学習する学生が社会教育主事養成課程を受講しやすくなるよう改善を図ったり、社会教育主事講習との連携を図ることで双方の充実・改善を図ったりするなど、社会の様々な分野で活躍する多様な社会教育人材の輩出に向けた取組がより一層推進されることが期待される。

エ. 講習等の質の更なる向上に向けた各機関の取組の共有

講習等の内容の改善については、文部科学省では、「議論の整理」や「生涯学習・社会教育の振興方策」を踏まえ、本年3月に各講習実施機関及び養成課程を開設している実施機関に対して、令和6年度からは、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程のいずれかの科目において、デジタル技術の進展を反映した社会教育の意義と展開、デジタル技術を活用した効果的な学習支援方法やネットワークの形成等についての内容を取り扱うようにするよう通知を発出し、講習及び養成課程の内容の改善を図っているところである。また、生成系 AI を巡る技術革新など、急速な社会の変化に伴い、社会教育の在り方や方法も変化することが今後も予想され、さらには、リカレント教育や地域学校協働活動など、現在の社会情勢や地域課題を踏まえたテーマを取り扱うことも一例として考えられる。

このため、社会教育主事講習等の内容改善については、各科目の枠内で実現可能か、また取り扱うべきものか、各科目の枠組みを変更する必要があるかも含め、今後も随時、社会の進展を踏まえた検討を行うことが重要である。

こうした取組を進めていくためにも、各講習実施機関の特色や工夫を共有していく必要があり、これは講習の質の更なる向上を図る上でも重要であるため、文部科学省と各講習実施機関との定期的な意見交換の場を設置すべきである。この場において、今後検討を進める社会教育人材ネットワークの活用や継続的な学習機会の提供に関する施策の検討について、意見交換することも考えられる。

さらに、社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備も含めた取組の共有も併せて行うことにより、社会教育主事講習が講習内容や環境整備も含めて、受講者にとってより多くの選択の機会が確保されるよう努める必要がある。

オ. 社会教育主事講習の受講資格の明確化

社会教育士の称号が付与されることとなったことを受け、社会教育主事講習の受講者は増加しており、そのバックグラウンドも多様化している。

例えば、令和4年度の世界教育主事講習の受講者については、NPO や民間企業など、教育委員会の職員や学校の教職員等以外の者が373名となっている。

このうち、例えばPTA や子ども会等の社会教育活動の経験者については、「大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者」でなくとも、「社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導」に一定期間以上従事した場合には、社会教育主事講習の受講が可能となっている¹⁴。

¹⁴ 「社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて」（平成13年12月13日付文部科学省生涯学習政策局長通知）においては、例えば以下を示している。

しかしながら、そもそも社会教育団体における活動経験が受講資格となるということが十分に知られておらず、また、活動内容が多岐にわたるため、どういった業務が受講資格に算入できるのか判断が難しい。さらに、こうした活動に参加している者はボランティアとして別に職業をもちながら活動している者も多く、業務に従事した期間の算定方法も難しい。

また、グローバル化の進展に伴い、海外大学卒業者も増えており、受講資格の判断が難しくなっている面がある。

社会教育主事講習の受講ニーズをさらに喚起するためにも、これらの者が受講資格を有することを通知等で明確化するとともに、活動日数や時間も様々であることから、活動実績等の簡便な計算方法についても検討を進める必要がある。

カ. 社会教育に関する民間資格等取得者の一部科目代替

現行の社会教育主事講習は、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基本的な資質・能力を養成することを前提とし、NPO、企業等の多様な主体と連携・協働して、地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができる資質・能力の養成が図られるよう設計されている。

その上で、生涯学習概論については、社会教育主事、司書及び学芸員の養成における共通的な基礎科目として位置付けられ、既に司書講習等において生涯学習概論を履修している受講者については、社会教育主事講習における生涯学習概論を履修したものとみなし、単位認定を行っている。

一方で、社会教育主事講習は受講していなくとも、社会教育に関する民間資格¹⁵を取得することにより、一定の知見を身に付け、さらにその資格を活かして、社会教育の実践を行っていることも多い。このため、民間資格の取得により社会教育主事講習で養成を図っている資質・能力の一部を既に修得しているものとみなしうる可能性が高いと考えられる。

こうした状況を踏まえ、社会教育に関する民間資格を取得している者については、その資格の内容等に応じ、社会教育主事講習の受講すべき科目の一部を免除できるよう、科目代替を認める基準について、以下を基本として検討を進める必要がある。

<科目代替を認める基準（案）>

- ・「事業の企画及び立案」とは、事業の目標の設定、事業計画の作成、講師の確保等、事業内容やその方法等についての企画及び立案を行うことを、また、「当該事業において実施される学習又は諸活動の指導」とは、社会教育に係る学習又は文化活動等の参加者に対して、講師等として当該学習又は活動等に係る知識・技術を教授したり、参加者の活動を援助すること等をいい、特別な判断を要しない単純な機械的業務についてはこれらに該当しないこととする。
- ・社会教育に関係のある業務に関する実務期間の計算に当たっては、日数の累積によることを原則としながら、例えば、220日程度当該業務に携わった場合には一年間実務を経験したもとする、当該業務に従事した日数については、その従事した時間の長短を問わず一日業務に従事したもとする等、地域の実情に応じて弾力的な取り扱いに努めること。

¹⁵ 例えば、一般財団法人社会通信教育協会が認定する民間資格である「生涯学習コーディネーター」は、コーディネート能力、課題解決能力、レジリエンス能力、ファシリテーション能力等を身に付けた人材として、学習の成果を生かして地域の課題解決、活性化に寄与すること目的とした資格であり、「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」または「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター新支援技法研修」を修了・申請した後、審査を経て認定される。令和5年3月31日時点で累計5,041人が認定されている。

① 代替する科目と民間資格の目的や内容について

⇒科目代替を行う科目の目的と当該資格の目的等の整合性はあるか。

⇒科目代替を行う科目で取り扱う内容が当該資格で取り扱う内容に全て含まれているか。

② 学修量の担保について

⇒代替を行う科目の単位数に応じた学修量が担保されているか。

⇒具体的には、大学設置基準第 21 条第 2 項各号及び大学通信教育設置基準第 5 条第 1 項第 3 号に定める基準を満たしているか。

③ 学修成果の評価について

⇒試験、論文、報告書その他による成績審査により、学習成果の評価が適切になされているか。

④ その他、資格認定の主体の健全性や運営の適正性に問題ないか。

3. 社会教育人材部会における今後の検討事項（案）

これまで述べてきた社会教育人材の養成に係る方策を実施することにより、社会教育人材の質的な向上と量的な拡大が図られ、今後はより多様な人材が社会教育に参画してることが見込まれる。このことを踏まえ、社会教育人材部会においては、社会教育人材の活躍促進に関する事項など、下記の点についてさらに検討を進める必要がある。

（１）社会教育人材の活躍促進

前述のとおり、社会教育に対する期待の高まりや担い手の多様化など、社会教育の裾野は広がりを見せてきており、社会教育人材が活躍しうる場が広がっているからこそ、住民の身近なところで社会教育士が活躍できる環境を整え、社会教育士だけでなく広く住民にもその有用性が実感できるようにしていく必要がある。そのためにも、社会教育以外の分野、すなわち、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進¹⁶を含めた学校教育や、首長部局、NPO、民間企業等で、社会教育の知見と当該分野の知見を組み合わせながら活かしていくような活躍が期待されている。

こうした状況も踏まえ、本部会では、社会教育人材の各現場における実際の活躍や社会教育人材に対する期待等についてヒアリングを行い、社会教育士の認知度向上やロールモデルの提示による社会教育への参画促進を含め、社会教育人材の活躍促進の方策を検討する。

（２）社会教育人材のネットワーク化

社会教育士の活躍促進に資する施策として社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材のネットワークを構築するに当たっては、行政職員に限らない社会教育関係の幅広い人材で構成されるコミュニティであることも考慮することが重要である。このため、本部会では、今年度実施する社会教育士及び社会教育主事を主たる対象とした試験的な運用を通じて、関係者の意見も聴取しながら具体的な課題を特定し、社会教育人材ネットワークに求められる機能やオンラインの活用も含めたその具体的な手法¹⁷を検討する。この検討に当たっては、社会教育に携わる人材が多様であることを踏まえ、将来的には社会教育士及び社会教育主事に限らず、社会教育主事養成課程の学生その他の社会教育に携わる関係者が広く活用する可能性を念頭に置くこととする。

（３）旧制度における受講者への積極的な社会教育士の称号付与

令和２年度より前の旧制度の社会教育主事講習や社会教育主事養成課程の修了者については、引き続き社会教育主事への任用は可能であるが、社会教育士の称号は付与されておらず¹⁸、社会教

¹⁶ 例えば、地域社会の中核としての役割も期待されるコミュニティ・スクールにおいて、地域側における社会教育士の活躍のみならず、教員側に社会教育士の称号を有する者がいることも、学校と地域の連携促進に効果的と考えられる。

¹⁷ 例えば、機能として以下が考えられる。

- ・一定の地域内のつながりや、地域を超えたつながり等、社会教育士等が緩やかにつながることができること
- ・研修情報など、社会教育士等が継続して学べる機会に関する情報が提供されること
- ・地域ごと、トピックごとに関心のある社会教育士等が集まり、具体の対応事例の共有などの経験交流ができること
- ・行政機関の施策や社会教育士が主催する事業等の実施に当たり、協力を求めることができること

¹⁸ 令和４年度末時点で、旧課程の社会教育主事講習の修了者で社会教育士の称号を取得した者は 656 名。

育主事に任用された者であっても、人事異動等でその職を離れると社会教育主事と名乗ることは出来ず、社会教育士と称することもできない。旧制度における修了者や地方公共団体からは、社会教育主事の実践経験や研修を評価することで、一部科目指定講習を受講しなくとも、社会教育士の称号を付与してほしいとの意見もある。この点について、本部会では、社会教育人材の活躍促進の観点から、旧制度における修了者のうち、社会教育主事の実務経験等を十分に有する者に対する社会教育士の称号の付与について、更なる検討を進める。

（４）修了証書の在り方

社会教育主事講習の受講者や社会教育主事養成課程の学生へのヒアリングやアンケートでは、社会教育士であることを証明できるようなものがあると、地域等で活動しやすいとの意見があった。

このため、本部会では、前述の社会教育人材のネットワーク化の検討状況やデジタルバッジの活用可能性を含め、修了証書の在り方について、その発行体制も含め、検討を進める。

（５）社会教育主事の配置促進

「地域全体の学びのオーガナイザー」である社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、地域全体を俯瞰した連絡・調整を図る体制を各教育委員会で整備することが望まれることから、社会教育主事の配置の減少に関しては、社会教育主事補¹⁹の配置状況とともに、社会教育主事が配置できていない理由等を調査し、地方公共団体から詳細をヒアリングするなど、実態把握を進めるべきである。本部会では、その実態を踏まえ、今後の対応を検討する。

（６）継続的な学習機会の確保等

社会教育人材が随時知見をアップデートしていくためには、社会教育人材に広く開かれた継続的な学習機会の確保が不可欠である。また、社会教育主事の職務や経験に応じた研修の充実も重要である。そのため、本部会では、社会教育人材の研修の実施状況を整理した上で、社会教育人材ネットワークの活用や国・地方公共団体が行う研修のオンデマンド配信等の推進など、継続的な学習機会の確保に向けた施策の検討を進める。その際、学習意欲を喚起するのみならず、学習の成果を容易に示すことができ、専門性や得意分野を示すことにもつながりうるデジタルバッジの活用の可能性も併せて検討する。

¹⁹ 社会教育主事補は社会教育法第9条の2第2項において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置くことができることとされている職であり、同法第9条の3第3項において、社会教育主事の職務を助けることとされている。令和3年10月現在の配置数は157人。